

東郷町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東郷町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に広告を掲載する手続き等について東郷町広告掲載要綱（平成22年6月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（町ホームページ内に表示される広告を目的とする画像で、広告を掲載する者の指定するホームページにリンクする機能を有するもの。以下「広告」という。）とする。

(広告の位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページ内の町が指定する位置とする。

2 掲載する広告の枠数は、10枠を限度とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ不可、透過GIF不可）・JPEG・PNGで静止画
- (3) データ容量 4KB以下
- (4) デザイン及び色彩 町のイメージを損なわないものであること。

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、月を単位とし、広告主が指定することができる。また、当初よりその意思を有し、連続して掲載の申し込みができる期間は最大1年とするが、広告掲載枠に空きがある場合は再掲載は妨げない。

2 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の午前10時とし、掲載終了日及び時間は、月の初日午前10時とする。

3 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が東郷町役場閉庁日に当たるときは、その直後の役場開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円（税込み）とする。

2 前項に定める広告掲載料は、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。

3 広告主は、前項の規定により定められた広告掲載料をホームページ掲載日より20日前までに、町の発行する納付書により納付するものとする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、広報とうごう又は町ホームページ等を活用して行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）が募集枠に満たないとき、又は掲載枠に空きが生じたとき、若しくは広告枠を新たに設置したときは、随時募集することができる。

(掲載の申込)

第8条 広告掲載希望者は、希望する掲載日の6月前から40日前までに東郷町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿案及び市区町村民税の納税証明書を添付して、町長に提出するものとする。

2 東郷町内に所在地を有する事業主等で、東郷町が町税の納付状況に関する調査を行うことについての同意がある場合は、前項の市区町村民税の納税証明書の添付を要しない。

3 町長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第6条第1項の東郷町広告掲載審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の審査に付すものとする。

2 審査委員会は、広告掲載希望者及び広告内容の審査を行うものとする。

3 町長は、審査委員会の審査結果を基に広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に東郷町ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

4 第2項の審査により適合と認められた広告掲載希望者が、広告の募集枠数を越えたときは、次の各号の順位により決定する。

なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものを行う広告

(2) 民間企業のうち町内に事業所又は事務所を有する法人が行う広告

(3) 前2号に掲げる広告以外の広告

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、第4条に規定する規格の広告原稿を、広告の掲載を開始する日の20日前までに町長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

3 町長は、第1項の規定により提出された広告原稿が広告内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容が各種法令に違反している若しくはその恐れがある又はこの要綱に抵触していると判断した場合は、広告主に対し広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、東郷町ホームページ広告掲載内容変更届(様式第3号)により、速やかに町長に届出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、東郷町ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(広告掲載の取消)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、広告主への催告その他何らの手続きをすることなく、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 広告主が第6条第3項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が第10条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が第10条第3項の広告内容の修正を広告主が行わないとき。
- (4) 要綱第2条の規定に反すると町長が判断したとき。
- (5) その他町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、東郷町ホームページ広告掲載取消決定通知書（様式第4号）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下）

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、東郷町ホームページ広告掲載取下げ届（様式第5号）により、広告の取り下げを希望する日の1週間前（複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前）までに町長に申出なければならない。

（掲載料の還付等）

第14条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告の掲載期間中、町の都合により町ホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

（協議）

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（雑則）

第16条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に東郷町ホームページ広告掲載に関する要綱に基づく申込をし、掲載の決定を受けている場合は、なお従前の例による。